

○深谷市建設工事低入札価格取扱要綱

平成18年1月1日訓令第97号

改正

平成19年4月17日訓令第35号

平成20年4月10日訓令第11号

平成22年10月1日訓令第10号

平成26年3月31日訓令第20号

平成27年3月30日訓令第7号

平成28年3月31日訓令第14号

平成29年3月8日訓令第4号

平成30年3月29日訓令第7号

令和3年2月10日訓令第2号

令和4年3月22日訓令第1号

深谷市建設工事低入札価格取扱要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、市が発注する建設工事に係る競争入札について、低入札価格調査における落札者を決定するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 低入札価格調査 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項(同令167条の13において準用する場合を含む。)の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者又は同令167条の10の2第2項(同令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを判断するために実施する調査をいう。

- (2) 調査基準価格 建設工事の請負契約を締結する場合において、当該契約の相手方が当該契約の内容に適合した履行を行わないおそれがあると認められるときの基準となる価格をいう。
- (3) 調査限界価格 建設工事の請負契約を締結する場合において、当該契約の調査基準価格とのかい離が大きく当該契約の内容に適合した履行がされないと認められる場合の基準となる価格をいう。
- (4) 低価格入札者 調査基準価格を下回り、かつ、調査限界価格以上の価格をもって入札した者をいう。
- (5) 第1順位者 低価格入札者のうち、最低価格入札者をいう。ただし、総合評価落札方式による入札においては、低価格入札者のうち評価値が最も高い者をいう。

(対象となる競争入札)

第3条 低入札価格調査は、次に掲げる建設工事の競争入札において低価格入札者があった場合に行う。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 設計金額が5,000万円以上の建設工事
- (2) 総合評価落札方式を適用する建設工事
- (3) 深谷市入札契約審査委員会において、特に必要があると認められる建設工事

(調査基準価格及び調査限界価格)

第4条 建設工事の競争入札を所管する部長は、前条各号に規定する建設工事を競争入札に付そうとするときは、調査基準価格及び調査限界価格を定めるものとする。

(調査基準価格を下回る価格による入札)

第5条 入札執行者は、競争入札の結果調査基準価格を下回る価格で入札があったときは、落札を保留し、当該入札を行った低価格入札者のうち第1順位者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて、工事担当課長に調査させるものとする。

(調査限界価格を下回る価格による入札)

第6条 入札執行者は、調査限界価格を下回る価格をもって入札した者を失格とするものとする。

(調査)

第7条 工事担当課長は、第1順位者により契約の内容に適合した履行がされないおそれについて十分に判断するために、当該第1順位者に対し事情聴取、確認、照会その他の調査を行い、低入札価格調書を作成し、入札執行者に提出するものとする。

(調査結果による措置)

第8条 入札執行者は、前条の規定により低入札価格調書の提出を受け、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとされた場合、低入札価格調査審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を受けなければならない。

(審査委員会の審査結果を踏まえた落札者の決定)

第9条 入札執行者は、審査委員会の審査結果を踏まえ、第1順位者によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるときは、当該第1順位者を落札者と決定するものとする。

2 入札執行者は、審査委員会の審査結果を踏まえ、第1順位者を落札者とし不在の場合において、当該第1順位者の次の順位の入札者（以下「次順位者」という。）の入札価格が調査基準価格以上の価格であるときは、入札執行者は、当該次順位者を落札者と決定するものとする。ただし、次順位者の入札価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、第7条、前条及び前項の手續に準じた手續を行うものとする。

3 入札執行者は、前項ただし書に規定する手續の結果、調査基準価格を下回る入札をした次順位者を落札者とし不在の場合においては、第7条、前条及び前2項の規定は、「第1順位者」を「次順位者」と、「次順位者」を「次順位者の次の順位者」と読み替えて適用する。また、更に、「次順位者の次の順位者」を落札者と

しない場合においては、順位を繰り下げる読替えを繰り返して適用するものとする。

(審査委員会の設置)

第10条 第8条に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとされた場合には、審査委員会を設置する。

(審査委員会の組織)

第11条 審査委員会の委員長及び委員は、深谷市入札契約審査委員会の委員長及び委員をもってこれに充てる。

(審査委員会の委員長等の職務)

第12条 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(審査委員会の開催)

第13条 審査委員会は、必要の都度委員長が招集する。

2 審査委員会は、過半数の委員の出席がなければ開催することができない。

3 委員長は、急施を要すると認めるときは、各委員に合議して審査委員会の開催に代えることができる。

(庶務)

第14条 審査委員会の庶務は、総務部契約検査課において処理する。

(その他)

第15条 この訓令の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月17日訓令第35号)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (平成20年4月10日訓令第11号)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (平成22年10月1日訓令第10号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令達の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の深谷市建設工事等低入札価格取扱要綱の規定は、この訓令の施行の日以後に入札公告を行う競争入札について適用し、同日前に入札公告を行った競争入札については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月31日訓令第20号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日訓令第7号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日訓令第14号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月8日訓令第4号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日訓令第7号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年2月10日訓令第2号)

この訓令は、令和3年3月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月22日訓令第1号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。